

## 精神障害者社会適応訓練事業について

## ①精神障害者社会適応訓練事業の国の動き

- 昭和 57 年度～ 精神障害者社会適応訓練事業(以下、「社会適応訓練事業」と略す)の前身の「通院患者リハビリテーション事業」が開始。  
協力事業所への委託料については、国庫補助の対象であった。
- 平成 7 年度～ 「精神保健法」から「精神保健福祉法」に改正されるにあたり、法定化され、「通院患者リハビリテーション事業」から「精神障害者社会適応訓練事業」へと名称が改まる。
- 平成 15 年度～ 社会適応訓練事業の委託料が国庫補助の対象から外れる。
- 平成 18 年度～ 障害者自立支援法施行で就労支援の強化が図られる。  
障害者雇用促進法が改正され、精神障害者が法定雇用率の対象になる。
- 平成 24 年度～ 社会適応訓練事業の条文が精神保健福祉法から削除される(平成 24 年 3 月 31 日付)。

## ②本市の社会適応訓練事業の動き

- 平成 8 年度～ 大都市特例の実施に伴い福岡県から事業移管を受け、「福岡市精神障害者社会適応訓練事業」を開始。
- 平成 20 年度～ 「福岡市事業の仕分け」において「事業の必要性はあるが内容の見直しが必要(より就労につながるように改善を)」との評価を受ける。
- 平成 22 年度～ 社会適応訓練事業の役割を明確にするために、「雇成型」「適応型」に分けての事業を開始。(現在まで「雇成型」の利用は無し)
- 平成 25 年度～ 利用者の減少を受け、制度の一部改正を行う
- ・ 3 か月ごとに実施していた判定会を廃止し、訓練開始・延長・終了について、保健所長決裁後、精神保健福祉センターにて随時判断する。
  - ・ 適応型訓練について、3 か月ごとに雇成型への移行を検討する
- 平成 26 年度 事業終了について、全職親に状況説明並びに意向確認を実施。近年の利用者が 2～3 名である現状より、終了もやむなしとの理解を得る。  
社会適応訓練事業運営協議会において、事業終了の方向性について説明。
- 平成 27 年度 障がい者保健福祉専門分科会において、事業整理の対象である旨を説明。特段の異論なし。
- 平成 28 年度～ 新規利用者の募集を行わず、H27 年度以前からの利用者のみ継続し、対象者の利用が終了した時点で事業終了とする。(最長で H30 年度)

(参考) 精神障がい者社会適応訓練利用者, 就労者数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
訓練生実数	33	34	24	21	16	11	9	9	2	2	3	4 (※)
うち, 新規訓練者数	13	18	8	11	4	4	4	4	0	2	1	1
新規就労者数	4	3	3	1	4	1	0	2	0	0	0	0

◆平成 27 年度は平成 27 年 12 月末現在

※ 4 名中 2 名は年度内に訓練終了。別の 1 名は病状悪化により訓練中断 (再開の目処不明)

◆19~23 年度就労者 8 名の就労経路 ; 職親もしくは職親関連施設に就労 2 名、就労支援センター利用 2 名、ハローワーク利用 1 名、その他 3 名

(参考) 障がい者就労支援センター利用者, 就職者数

<利用 (登録) 者数>

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年
障がい者全体	1 8 0 6	2 0 2 3	2 1 9 3	2 3 6 5	2 5 3 8	2 7 2 5	2, 9 1 8	3, 0 3 8
精神障がい者	4 8 9	5 7 7	6 8 5	7 5 7	8 4 0	9 2 4	1, 0 1 6	1, 0 7 8

<就職者数>

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
障がい者全体	1 2 6	1 5 0	1 7 6	1 4 1	1 8 8	1 9 1	1 6 4	1 1 6
精神障がい者	2 6	4 5	5 8	5 1	6 9	7 8	6 2	4 3

\*平成 25 年度からは精神障がい者に発達障がいを含んでいる。